

工場・事業場等排水の水質規制

(水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 濃度規制)



彩の国
埼玉県

河川や用排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためには、良好な水質を維持する必要があります。

したがって、汚水や廃液を発生する工場・事業場では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、適切に排水処理を行ってから排出しなければなりません。

このような工場・事業場には、「水質汚濁防止法」及び「水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、排水基準を定める条例（いわゆる上乗せ条例）」又は「埼玉県生活環境保全条例」が適用され、排水規制が行われています。

また、土木建設作業の一部にも、「埼玉県生活環境保全条例」が適用され、排水規制が行われています。

目 次

I 法律・条例の体系

1	水質汚濁防止法	1
2	埼玉県生活環境保全条例	1
3	対象施設一覧	2
4	排水基準	9

II 事業者の責務

1	水質汚濁防止法に基づく届出の義務	1 1
2	埼玉県生活環境保全条例に基づく届出の義務	1 3
3	その他の規制事項	1 5

III 自主測定

1 9

IV 工場または事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針

2 0

V 罰則等

2 1

○	用語の説明	2 1
○	指定物質一覧	2 3
○	届出等処理の流れ	2 4
○	届出書作成時の注意	2 4
○	問合せ先	2 5
○	環境管理事務所管内図	2 5

I 法律・条例の体系

1 水質汚濁防止法

公共用水域に排水を排出する者であって、特定施設を設置している（しようとする）工場・事業場（以下、「特定事業場」という。）が主に対象となります。

（１）濃度規制

排水の汚濁物質の汚染状態を排水基準以下に規制する排水規制。排水口が複数あってもすべて同一の排水基準が適用されます。

規制項目	排水基準の適用	排水基準	設置者の責務等	規制措置等
有害項目	すべての特定事業場	別表 1	①各種届出	＜届出関係＞
生活環境項目	日平均排水量10m ³ 以上	別表 2（１）	②排水基準等の遵守	実施の制限
	日平均排水量10m ³ 未満 で 別に掲げるもの(注 1)	別表 2（２）	③排水の測定 ④測定結果の記録、保存	計画変更命令 ＜排水基準＞
窒素・りん	日平均排水量50m ³ 以上	別表 2（１）	⑤事故時の措置 ⑥排水方法の適正化 ⑦緊急時の措置	改善命令等 直罰 事故時の措置命令

（注 1）水質汚濁防止法施行令別表第11号、第66号の4から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2、第72号に掲げる施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場及びこれらの工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設を設置する工場又は事業場。

（２）総量規制

東京湾の水質環境基準の達成のため、排水の汚濁負荷量を一定以下に規制する排水規制。

規制項目	総量規制基準の適用	設置者の責務等	規制措置等
COD 窒素含有量 りん含有量	指定地域内に所在する特定事業場のうち、 日平均排水量が50m ³ 以上のもの	①各種届出 ②総量規制基準の遵守 ③汚濁負荷量の測定記録	事前措置命令 改善措置命令

（詳細については、「工場・事業場排水の総量規制（水質汚濁防止法・総量規制）」を参照してください。）

2 埼玉県生活環境保全条例

（１）公共用水域に排水を排出する工場又は事業場

①指定排水施設を設置している（しようとする）工場又は事業場（以下、「指定排水工場等」という。）

規制項目	規制基準の適用	規制基準	設置者の責務等	規制措置等
有害項目	すべての指定排水工場等	別表 1	①各種届出	＜届出関係＞
生活環境項目	日平均排水量10m ³ 以上	別表 2（１）	②排水基準等の遵守	実施の制限
	日平均排水量10m ³ 未満	別表 2（２）	③排水の測定	計画変更命令
窒素・りん	日平均排水量10m ³ 以上であって、別に掲げる湖沼（注 2）及びこれに流入する公共用水域に排出するもの	別表 2（１）	④測定結果の記録、保存 ⑤事故時の措置 ⑥排水方法の適正化 ⑦緊急時の措置	＜排水基準＞ 改善命令等 直罰 事故時の措置命令

（注 2）窒素 伊佐沼
りん 下久保ダム貯水池（神流湖）・伊佐沼・荒川貯水池（彩湖）・山口ダム貯水池（狭山湖）・宮沢ため池（宮沢湖）・有間ダム貯水池（名栗湖）・二瀬ダム貯水池（秩父湖）・円良田湖・柴山沼

②特定事業場又は指定排水工場等以外の工場又は事業場（以下、指定外工場等という。）であって、日平均排水量が10m³以上のもの

規制項目	規制基準	設置者の責務等	規制措置等
有害項目	別表 1	①排水基準等の遵守 ②事故時の措置	〈排水基準〉 改善勧告等 改善命令等 事故時の措置命令
生活環境項目	別表 2（2）	③排水方法の適正化 ④緊急時の措置	

（2）汚水等を排出する土木建設作業で次に掲げるもの（以下、指定土木建設作業という。）

・杭工事 ・地盤改良工事 ・根切り工事 ・シールド工事 ・アンカー工事

規制項目	規制基準	設置者の責務等	規制措置等
有害項目	別表 1	①排水基準等の遵守 ②事故時の措置	〈排水基準〉 改善命令等 事故時の措置命令
生活環境項目	別表 3	③排水方法の適正化 ④緊急時の措置	

※さいたま市内では、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されます。

（埼玉県生活環境保全条例（水質規制関係）は適用されません。）

3 対象施設一覧 < >内は、施行年月日

- ・水質汚濁防止法の特定施設、指定地域特定施設
- ・埼玉県生活環境保全条例の指定排水施設

特 定 施 設（水質汚濁防止法施行令別表第1） <S.46.6.24>		3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
102	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） <S. 47. 10. 1>	5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	1802	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設 <S. 57. 1. 1>
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1803	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設 <S. 57. 1. 1>
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 <S. 49. 12. 1改正>
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設	20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	2102	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー <S. 57. 1. 1>
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設	2103	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 <S. 57. 1. 1>
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	2104	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設 <S. 57. 1. 1>
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設		
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設		

23の2	ス 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 <S. 57. 1. 1>	29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
25	削除 <H. 29. 8. 16>	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ス 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設 <H. 29. 8. 16>	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ス 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器

35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） 〈H. 24. 5. 25〉
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 5 1 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
		41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
		42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
		43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
		44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
		45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
		46	第 2 8 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
		47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
		48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
		49	農薬製造業の用に供する混合施設
		50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
		51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設		

5102	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 <S. 57. 1. 1>	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
5103	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設 <S. 57. 1. 1>		
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	6302	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 <S. 57. 1. 1>
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	6303	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 <H. 13. 7. 1>
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	6402	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 <S. 51. 6. 1>
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	66	電気めっき施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	6602	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） <H. 24. 5. 25>
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	6603	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設 <S. 49. 12. 1>
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	6604	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） <S. 63. 10. 1、但し指定排水施設ロ>
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設	6605	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） <S. 63. 10. 1、但し指定排水施設イ>
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	6606	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） <S. 63. 10. 1、但し指定排水施設ホ>

66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）〈S. 63. 10. 1. 但し指定排水施設〉	71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設 〈S. 54. 5. 10〉
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）〈S. 63. 10. 1〉	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの〈S. 57. 1. 1〉 ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 〈H10. 6. 17〉
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） 〈H. 3. 10. 1〉 〈H. 12. 3. 1 ジクロロメタン追加〉
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） 〈H. 3. 10. 1〉 〈H. 12. 3. 1 ジクロロメタン追加〉
68の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設 〈S. 54. 5. 10〉	72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	73	下水道終末処理施設
69の2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 〈S. 51. 6. 1〉	74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	指定地域特定施設 （水質汚濁防止法施行令第3条の2） 〈H. 3. 4. 1〉	
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）〈S. 57. 7. 1〉	2001	建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽で指定地域内に設置されるもの
71	自動式車両洗浄施設		
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 〈S. 49. 12. 1〉		

指定排水施設 (埼玉県生活環境保全条例別表第2第4号)※ <H.14.4.1>	
イ	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66条の5に掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの <S. 63. 10. 2>
ロ	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。ハにおいて同じ。）又は病院に設置されるちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4及び第68号の2イに掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの <S. 63. 10. 2>
ハ	共同調理場及び病院以外の特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する施設をいう。）に設置されるちゅう房施設で1日当たりの給食能力が350食以上のもの <S. 54. 10. 1> <H. 15. 5. 1改正>
ニ	コルゲートマシン <S. 54. 10. 1>
ホ	飲食店（水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に掲げる飲食店を除き、総床面積が250平方メートル以上のものに限る。）に設置されるちゅう房施設（同表第66号の6及び第66号の7に掲げるものを除く。）
ヘ	野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工（その物の本質を変えないで形態だけを変化させることをいう。）を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設

※さいたま市内では、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用されます。埼玉県生活環境保全条例では対象とならない施設もさいたま市の上記条例で対象としていますので、御注意ください。

4 排水基準

排水基準は、工場又は事業場からの排水の規制を行うに当たり、排出水の汚染状態について汚染指標ごとに定められた許容限度で、すべての公共用水域を対象としています。

別表1 有害物質（単位：mg/L）

カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03	1,2-ジクロロエタン	0.04
シアン化合物	シアン	1	1,1-ジクロロエチレン	1
有機リン化合物（パ [○] ラチオン、メチルパ [○] ラチオン、メチルジ [○] メトン及びEPNに限る）		1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
			1,1,1-トリクロロエタン	3
			1,1,2-トリクロロエタン	0.06
鉛及びその化合物	鉛	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
6価クロム化合物 ※	6価クロム	0.2	チウラム	0.06
砒素及びその化合物	砒素	0.1	シマジン	0.03
			チオベンカルブ	0.2
水銀及びアルキル水銀	水銀	0.005	ベンゼン	0.1
その他の水銀化合物			セレン及びその化合物	セレン 0.1
			ほう素及びその化合物 ※	ほう素 10
アルキル水銀化合物	検出されないこと (定量限界0.0005)		ふっ素及びその化合物 ※*	ふっ素 8
ポリ塩化ビフェニル		0.003	アンモニア、アンモニウム化合物、	100（注）
トリクロロエチレン		0.1	亜硝酸化合物及び硝酸	
テトラクロロエチレン		0.1	化合物 ※	
ジクロロメタン		0.2	1,4-ジオキサン	0.5
四塩化炭素		0.02		

（注）1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が100ミリグラム。

※一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用されます。

*一部の業種について、上乗せ条例による暫定基準が適用されます。

（詳細については、暫定基準に関するパンフレットを参照して下さい。）

別表2 生活環境項目（単位：mg/L（水素イオン濃度及び大腸菌群数を除く））

(1)

上 乗 せ 項 目 特 定 施 設		生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮 遊 物 質 量 (S S)		フェノール類 含有量
1の2 豚房 (総面積 50㎡以上) 牛房 (総面積200㎡以上) 馬房 (総面積500㎡以上)		8 0 (日間平均 6 0)		1 5 0 (日間平均 1 2 0)		5
6 9 と畜業・死亡獣畜取扱業						
2001 指定地域特定施設 し尿浄化槽(処理対象人員 が201～500人で指定地域 内に設置されるもの)		既 存	新 規	既 存	新 規	
7 2 し尿処理施設 処理対象人員500人 以下のし尿浄化槽を 除く	し尿浄化槽 処理対象人員が501人以上 2000人以下のもの	6 0	2 5 (日間平均 2 0)	8 0 (日間平均 7 0)	6 0 (日間平均 5 0)	
	その他	3 0		7 0 (日間平均 6 0)		
7 3 下水道終末処理施設		2 5 (日間平均 2 0)		6 0 (日間平均 5 0)		1
上記以外の特設施設 指 定 排 水 施 設						
上 乗 せ 以 外 の 項 目 (共 通)						
水素イオン濃度 (pH)		5. 8 ～ 8. 6	クロム含有量	2		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5	大腸菌数 (CFU/mL)	日間平均 8 0 0		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		3 0	窒素含有量 ※1,2 りん含有量 ※1,2	1 2 0 (日間平均 6 0) 1 6 (日間平均 8)		
銅含有量		3	化学的酸素要求量 (C O D) ※3	1 6 0 (日間平均 1 2 0)		
亜鉛含有量 ※1		2				
溶解性鉄含有量		1 0				
溶解性マンガン含有量		1 0				

※1 一部の業種について、水質汚濁防止法による暫定基準が適用されます。

(詳細については、暫定基準に関するパンフレット参照。)

※2 日平均排水量が50㎡以上の特定事業場に適用されます。

※3 湖沼に直接排水される場合に適用されます。

- ・上乗せ項目について、基準の異なる複数の施設がある場合には、最も厳しい基準が適用されます。
- ・水濁法施行令別表第1 74号の共同処理施設については処理対象事業場の業種に属するものとみなして適用します。
- ・水濁法施行令別表第1 1の2号の豚房、牛房及び馬房施設については日平均排水量が30㎡（市街化区域にあっては10㎡）
以上の場合又は日平均汚濁負荷量（BOD）が60kg（市街化区域にあっては、20kg）以上の場合に適用されます。
- ・既存・新規の施設…平成4年4月1日前に設置された施設（設置の工事を含む）を既存、同日以後に設置された施設を
新規とします。

(2)

水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）	150 (日間平均 120)
化学的酸素要求量（COD）（注）	160 (日間平均 120)
浮遊物質（SS）	180 (日間平均 150)

(注) 湖沼に直接排水する場合に限る。

別表3 指定土木建設作業に係る項目（単位：mg/L（水素イオン濃度を除く））

水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6
浮遊物質（SS）	180 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱物油類含有量）	5

Ⅱ 事業者の責務

1 水質汚濁防止法に基づく届出の義務

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
1	特定施設設置届出書	法第5条	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者が、特定施設を新設又は増設しようとするとき（注1）	当該施設に係る工事着手予定日の60日前まで。
⑥ 必要書類及び提出部数				
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書（様式第1） 特定施設の構造（別紙1） 特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合要添付）（別紙1の2）（注2） 特定施設の使用の方法（別紙2） 汚水等の処理の方法（別紙3） 排出水の汚染状態及び量（別紙4） 排出水の排出系統別の汚染状態及び量（指定地域内特定事業場に限る）（別紙5） 用水及び排水の系統（別紙6） 添付書類（添付書類は併用しても差し支えないものとする） ①特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図（工場内の設置場所図面） ②特定施設の設置場所図面 ③特定施設の構造図 ④特定施設の床面及び周囲の構造図 ⑤特定施設の設備の構造図・配置図 ⑥特定施設を含む操業の系統図 ⑦汚水等の処理施設の設置場所図面 ⑧汚水等の処理の系統図 ⑨汚水等の集水・導水図面 ⑩排水口の位置図 ⑪排出水の排水系統別の汚染状態及び量の根拠になる資料並びに用水及び排水の経路図（指定地域内の工場又は事業場に係る場合に限る） ⑫用水及び排水の系統図 ⑬特定施設の使用の方法を記載した管理要領 ※その他必要な書類（工場付近の見取図等） 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

（注1）雨水も含めて公共用水域への排出水のない場合であっても、届出が必要な場合があります。詳細は工場・事業場等の水質規制（水質汚濁防止法・地下水汚染の防止）のパンフレットを参照して下さい。

（注2）有害物質使用特定施設の構造基準・維持管理基準（第5条第3項関係の記載事項）については、上記パンフレットを参照して下さい。

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
2	特定施設使用届出書（経過措置）	法第6条第1項	一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む）であって排出水を排出しているとき	当該施設が特定施設となった日から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
特定施設設置届出の場合と同じ。 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
3	特定施設変更届出書	法第7条	特定施設の設置、使用の届出をした者が以下の変更をするとき ・ 特定施設の構造 ・ 特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。） ・ 特定施設の使用の方法 ・ 汚水等の処理の方法 ・ 排出水の汚染状態及び量 ・ 排出水の排水系統別の汚染状態及び量（指定地域内特定事業場に限る） ・ 排出水に係る用水及び排水の系統	特定施設の構造等の変更に係る工事着工の60日以前。

⑥ 必要書類及び提出部数

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置(使用、変更)届出書 〈様式第1〉

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置(使用、変更)届出書の別紙1から別紙6のうち変更しようとする事項（変更前後の内容を対照させる）

添付書類（変更しようとする事項に係るもの。変更前後の内容を対照させる）

提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
4	氏名等変更届出書	法第10条	特定施設の設置、使用の届出をした者が以下の変更をしたとき ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 法人の代表者の氏名 ・ 工場又は事業場の名称 ・ 工場または事業場の所在地	当該施設を変更した日から30日以内。

⑥ 必要書類及び提出部数

氏名変更等届出書 〈様式第5〉

提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
5	特定施設使用廃止届出書	法第10条	特定施設の設置、使用の届出をした者が特定施設の使用を廃止したとき ※ 他に土壤汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出が必要になる場合があります。	当該施設を廃止した日から30日以内。

⑥ 必要書類及び提出部数

特定施設使用廃止届出書 〈様式第6〉

提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）

①番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
6	承継届出書	法第11条 第3項	特定施設の設置、使用の届出をした者から特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき。特定施設の設置使用の届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったとき	承継した日から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
承継届出書 〈様式第7〉 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

2 埼玉県生活環境保全条例に基づく届出の義務

①番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
1	指定排水施設設置届出書	条例第52条 第1項	工場又は事業場から公共用水域に排水を排出する者が、指定排水施設を新設又は増設しようとするとき	指定排水施設に係る工事着工の60日以前。
⑥ 必要書類及び提出部数				
指定排水施設設置（使用、変更）届出書 〈様式第11号〉 指定排水施設の構造 〈別紙〉 指定排水施設の使用の方法 〈別紙〉 汚水等の処理の方法 〈別紙〉 排水水の汚染状態及び量 〈別紙〉 用水及び排水の系統 〈別紙〉 添付書類（添付書類は併用しても差し支えないものとする） ①指定排水施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置図 ②指定排水施設の設置場所図面 ③指定排水施設を含む操業の系統図 ④汚水等の処理施設の設置場所図面 ⑤汚水等の処理の系統図 ⑥汚水等の集水図面 ⑦排水口の位置図 ⑧用水及び排水の系統図 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

①番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
2	指定排水施設使用届出書 （経過措置）	条例第53条 第1項	一の施設が指定排水施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む）であって、公共用水域に排水を排出しているとき	当該施設が指定排水施設となった日から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
指定排水施設設置（使用、変更）届出書 〈様式第11号〉 別紙・添付書類は指定排水施設設置届出書の場合と同じ。 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
3	指定排水施設構造等変更届出書	条例第54条第1項	指定排水施設の設置、使用の届出をした者が以下の変更をするとき ・指定排水施設の種類 ・指定排水施設の構造 ・指定排水施設の使用の方法 ・汚水等の処理の方法 ・排水の汚染状態及び量 ・用水及び排水の系統	指定排水施設の構造等の変更に係る工事着工の60日以前。
⑥ 必要書類及び提出部数				
指定排水施設設置（使用、変更）届出書 〈様式第11号〉 別紙のうち変更しようとする事項（変更前後の内容を対照させる） 添付書類（変更しようとする内容に関係するもの。変更前後の内容を対照させる） 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
4	氏名等変更届出書	条例第54条第4項	指定排水施設の設置、使用の届出をした者が以下の変更をしたとき ・氏名又は名称及び住所 ・法人の代表者 ・工場又は事業場の名称 ・工場又は事業場の所在地	変更があった日から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
氏名等変更届出書 〈様式第18号〉 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
5	指定排水施設使用等廃止届出書	条例第54条第4項	指定排水施設の設置、使用の届出をした者が指定排水施設の使用を廃止したとき	当該施設を廃止した日から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
指定施設使用等廃止届出書 〈様式第19号〉 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

① 番号	② 届出の種類	③ 根拠条文	④ 届出要件	⑤ 届出期限
6	指定排水施設承継届出書	条例第58条第5項	指定排水施設の設置、使用届出をした者から指定排水施設を譲り受け、又は借り受けたとき。指定排水施設の設置、使用の届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る指定施設を承継させるものに限る）があったとき	当該施設を承継があった日から30日以内。
⑥ 必要書類及び提出部数				
承継届出書 〈様式第20号〉 提出部数 各2部（控えが必要な場合は3部）				

3 その他の規制事項

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の責務

1	工事实施の制限	法第9条
特定施設の設置又は構造等変更の届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、特定施設を設置し又は特定施設の構造、設備、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。 これは、特定施設の構造及び使用方法並びに排水処理施設が排水基準及び総量規制基準に適合するか否かを審査する期間として設けられたものである。従って、着工予定日の60日以上前に届出をしないと、予定どおり工事着工できない場合がある。なお、届出内容が排水基準及び総量規制基準に適合しないと認められるときは、その受理日から60日以内に限り、計画変更又は廃止を命じられる場合がある。 届出内容について相当であると認められるときは、実施制限期間が短縮される。その場合、工事着工可能時期を明記した「実施制限期間の短縮について」の文書が受理書とともに送付される。		

2	排出水に係る規制の遵守（濃度規制）	法第12条第1項
排出水を排出する者は、その汚染状態が排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。 排出水を排出する者は、常時排水基準を遵守できるよう適切な排水処理施設を設置する等しなければならない。 なお、ある施設が特定施設として政令指定された際、現にその施設を設置している特定事業場の排出水については、政令指定された日から6月後（別途政令で定める特定施設の場合は、1年後）から排水基準が適用される。これは、排水処理施設の設置等の準備期間を考慮したものである。ただし、その施設以外に特定施設を設置しているときは、6月間又は1年間の猶予期間は認められていない。		

3	特定地下浸透水の浸透の制限	法第12条の3
有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、有害物質を含む（環境大臣が定める方法による検査で当該有害物質が検出されること。）特定地下浸透水を浸透させてはならない。 有害物質を含む汚水等、その処理後の水及び汚泥等は、排水管及び沈殿池等の場所を問わず、地下にしみ込ませてはならない。従って、有害物質を含む排水系統については、素掘りの沈殿池及び排水溝等は認められない。		

4	排出水の汚染状態の測定	法第14条第1項
排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、その汚染状態を測定し、その結果を記録、保存しなければならない。 特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設設置（使用・変更）届出書の別紙4で届け出たものについて、汚染の状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取した試料を測定しなければならない。 測定結果は水質測定記録表＜様式8＞に記録し、計量証明事業者に測定を委託した場合、計量証明事業者による計量証明書（それ以外の場合には測定に伴って作成したチャートその他の資料）とともに、3年間保存しなければならない。なお、測定回数が規定されている。（p.19 「Ⅲ 自主測定」参照）		

5	排出水の排出方法の適正化	法第14条第4項
排出水を排出する者は、放流水域の水質汚濁状況を考慮して、排水口の位置その他の排出水の排出方法を適切にしなければならない。 排水口付近に養殖場や上水道取水源等の利水地点があるときは、排水口の位置、季節的・時間的な排水量の変化等を適切にしなければならない。		

6	事故時の措置	法第14条の2第1項、第2項、第3項
特定事業場の設置者は、事故が発生し、有害物質を含む水若しくは汚染状態が第2条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、応急の措置を講じ、事故の状況及び応急の措置の概要を知事に届け出なければならない。 指定事業場の設置者は、事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある時は、応急の措置を講じ、事故の状況及び応急の措置の概要を知事に届け出なければならない。（有害物質についてはp.9別表1、指定物質についてはp.24指定物質一覧参照） 貯油事業場等の設置者は、事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき、また同様である。 特定施設に係るものに限らず事業場内で発生したすべての事故に際し、事故の発生源からの引き続き汚染物質の流出を防止するための応急の措置を講じなければならない（必ずしも原状回復措置とは一致しない）。 同時に、事故の緊急性に鑑み、事故発生後速やかに事故の状況、講じた措置の概要について知事（管轄の環境管理事務所）、関係機関（市町村環境担当課等）に通報しなければならない。これは、天災等による事故でも同じである。 事故により生じた損害や事故の処理にかかる費用はすべて原因事業者の負担となる。		

7	地下水の水質浄化に係る協力義務	法第14条の3第3項
特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設の設置者であった者に対し法第14条の3第2項の地下水の水質浄化に係る措置命令があったとき、当該特定事業場の設置者は、当該命令に係る措置に協力しなければならない。 法第14条の3第2項の地下水の水質浄化に係る措置命令を実効あるものにするため、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設の設置者であった汚染原因者に対し措置命令があったとき、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は場所の提供、作業者の出入りの承認等の協力をしなければならない。（訓示規定）		

8	無過失責任	法第19条第1項
工場又は事業場における事業活動に伴う有害物質の汚水又は廃液に含まれた状態での排出、地下浸透によって、人の生命又は身体を害したときは、損害を賠償する責めに任ずる。 特定事業場だけでなく一般の工場又は事業場において、有害物質含有排水の排出又は地下浸透によって人の生命又は身体を害したときは損害賠償の責を負わなければならない。		

（2） 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定排水施設を設置する工場等の責務

1	工事实施の制限	条例第57条
指定排水施設の設置又は構造等変更の届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、指定排水施設を設置し又は指定排水施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。 これは、指定排水施設の構造及び使用方法並びに排水処理施設が排水基準に適合するか否かを審査する期間として設けられたものである。従って、着工予定日の60日以上前に届出をしないと、予定どおり工事着工できない場合がある。なお、届出内容が排水基準に適合しないと認められるときは、その受理日から60日以内に限り、計画変更又は廃止を命じられる場合がある。 届出内容について相当であると認められるときは、実施制限期間が短縮される。その場合、工事着工可能時期を明記した「実施制限期間の短縮について」の文書が受理書とともに送付される。		

2	排水水に係る規制の遵守	条例第50条第2項、第3項
排水水を排出する者は、その汚染状態が排水口において規制基準に適合しない排水水を排出してはならない。		
排水水を排出する者は、常時排水基準を遵守できるよう適切な排水処理施設を設置する等しなければならない。 なお、ある施設が指定排水施設として条例で指定された際、現にその施設を設置している指定排水工場等の排水水については、指定された日から6月後（別途規則で定める指定排水施設の場合は、規則で定める期間）から排水基準が適用される。これは、排水処理施設の設置等の準備期間を考慮したものである。ただし、その施設以外に特定施設又は指定排水施設を設置しているとき又は市町村の条例による排水規制がされているときは、6月間又は1年間の猶予期間は認められていない。また、特定施設と指定排水施設の双方を設置している工場又は事業場については、最も厳しい排水基準を適用する。		

3	排水水の汚染状態の測定	条例第69条
排水水を排出する者は、その汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければならない。		
指定排水工場等の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、指定排水施設設置（使用・変更）届出書の別紙4で届け出たものについて、汚染の状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取した試料を測定しなければならない。 測定結果は水質測定記録表＜様式24＞に記録し、計量証明事業者に測定を委託した場合、計量証明事業者による計量証明書（それ以外の場合には測定に伴って作成したチャートその他の資料）とともに、3年間保存しなければならない。なお、日平均排水量10m³以上の工場又は事業場については、測定回数が規定されている。（p.19「Ⅲ 自主測定」参照）		

4	排水水の排出方法の適正化	条例第64条第1項
排水水を排出する者は、放流水域の水質汚濁状況を考慮して、排水口の位置その他の排水水の排出方法を適切にしなければならない。		
排水口付近に養殖場や上水道取水源等の利水地点があるときは、排水口の位置、季節的・時間的な排水量の変化等を適切にしなければならない。		

5	有害物質含有汚水等の地下浸透の禁止	条例第64条第2項
排水水を排出する者は、有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）が地下にしみ込まないように適切な措置をしなければならない。		
有害物質を含む汚水等、その処理後の水及び汚泥等は、排水管及び沈殿池等の場所を問わず、地下にしみ込ませてはならない。したがって、有害物質を含む排水系統については、素掘りの沈殿池及び排水溝等は認められない。		

6	事故時の措置	条例第109条第1項、第2項
工場又は事業場を設置している者で水濁法第14条の2第1、第2項、第3項の適用を受けるものを除き、事故が発生し汚水又は廃液が流出、地下浸透したことにより、人の健康、生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、応急措置、事故の復旧に努め、直ちに事故の状況を知事に通報し、講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。		
工場・事業場内で発生したすべての事故に際し、事故の発生源からの引き続く汚染物質の流出を防止するための応急の措置及び事故の復旧をしなければならない（必ずしも原状回復措置とは一致しない）。 同時に、事故の緊急性に鑑み、事故発生後直ちに事故の状況を知事に通報し、講じた措置の概要について管轄の環境管理事務所又は支所、市町村の環境担当課等関係機関に報告しなければならない。 事故により生じた損害や事故の処理にかかる費用はすべて原因事業者の負担となる。		

7	灯油等の流出又は浸透の防止義務	条例第 110 条第 1 項
規則で定める工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油その他の規則で定める物質が流出、地下浸透することにより、人の健康、生活環境に被害が生じないよう知事が定める予防上の措置（平成 14 年 3 月 29 日告示第 603 号）を講じなければならない。		
規則で定める工場または事業場 灯油 1,000 L 軽油 1,000 L 重油 2,000 L シリンダー 6,000 L ギャー 6,000 L 動植物油類 10,000 L	1 灯油等が公共用水域に流出した場合に備えて、その回収に必要なオイルフェンス、油吸着材等を常備しておくこと。ただし、次のイ又はロのいずれかの措置がとられている場合はこの限りでない。 イ 排水溝に、灯油等の流出を防止するために必要な油水分離槽又は貯留槽が設置されているとき ロ 排水溝に警報機が設置され、かつ灯油等の流出を防止するために必要な資材等が整備されているとき 2 防油堤内その他灯油等を取り扱う場所の地盤面又は、コンクリートその他灯油等が浸透しない材料で覆うこと。 3 前日終業時と前日始業時の灯油等の貯蔵量を比較し、灯油等の漏洩の有無を確認すること。 4 灯油等を取り扱う施設及びその関連施設の管理点検体制並びに事故時の連絡通報体制及び応急措置体制を整備すること。 5 上記のほか、工場・事業場における灯油等の貯蔵又は取扱いは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）に規定する技術上の基準に基づき、適切に行うこと。	

Ⅲ 自主測定

水質汚濁防止法第14条第1項及び埼玉県生活環境保全条例第69条の規定に基づき、工場又は事業場の設置者は排出水等の汚染状態の測定（以下、「自主測定」という。）を実施し、その結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません。

測定回数等については、埼玉県生活環境保全条例第69条、同施行規則第49条第4号及び水質汚濁防止法施行規則第9条により、次のように定められています。

なお、特定事業場（指定排水工場等）に係る測定項目は、水質汚濁防止法施行規則様式第1別紙4（埼玉県生活環境保全条例施行規則様式第11号別紙4）の「排出水の汚染状態」に記載された有害物質及び生活環境項目です。

（1）測定回数

日平均 排水量 区分	水質汚濁防止法対象				埼玉県生活環境保全条例対象	
	有害物質取扱工場(*1)		その他の工場・事業場		有害項目	その他の項目
	有害項目	その他の項目	有害項目	その他の項目		
1,000m ³ 以上	1回／1月	1回／1月	1回／1月		1回／1月	
300m ³ 以上 1,000m ³ 未満		1回／2月	1回／2月		1回／2月	
10m ³ 以上 300m ³ 未満		1回／3月	1回／3月		1回／3月	
10m ³ 未満		1回／1年 (*2)	1回／1年 (*3)	1回／1年 (*4)		
備 考						
* 1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第3条第2項第1号に掲げる工場をいう。						
* 2 * 4に掲げる特定事業場を併設する特定事業場に限る。						
* 3 * 1に掲げる工場以外の有害物質を取り扱う特定事業場に限る。						
* 4 法施行令別表第1第11号、第66号の4から第66号の8まで、第68号の2、第70号の2、第72号に掲げる施設又は指定地域特定施設を設置する特定事業場及びこれらの特定事業場から排出される水（公共用水域に排出される水を除く。）の処理施設を設置する特定事業場に限る。						
※ 他の法令又は団体との協定等により自主測定回数が定められている場合にあっては、測定回数の多い方が優先されます。						
※ 工場又は事業場の操業状態の著しい変動及び汚水処理の異常等により、排出水等の汚染状態に変動が予想される場合には、必要に応じて測定回数を増加してください。						

（2）試料採取方法

測定しようとする排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取します。

（3）測定方法

原則として「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に定める方法により行います。

（4）測定結果の記録方法

①測定に伴って作成したチャートその他の資料とともに②水質汚濁防止法施行規則様式第8もしくは埼玉県生活環境保全条例施行規則様式第24で定める水質測定記録表により記録します。ただし、計量証明書を併せて保存する場合は①の保存及び当該計量証明書に記載された事項（採水者、分析者、測定項目及び測定結果）の水質測定記録表への記載を省略することができます。

（5）測定結果の保存方法

測定結果の記録及び測定に伴い作成したチャート等は3年間保存する必要があります。また、立入検査時に行政から測定結果の提示を求められるほか、必要に応じて報告を徴収されることがあります。

（注）総量規制の対象事業場は、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る自主測定が別途水質汚濁防止法に規定されています（詳細は、「工場・事業場排水の総量規制（水質汚濁防止法・総量規制）」を参照して下さい）。

IV 工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針

(1) 水質管理目標値

東京湾の富栄養化を防止するために、特定事業場（総量規制対象事業場を除く）及び指定排水工場等のうち日平均排水量が50m³以上の工場・事業場については、「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」により、窒素及びりん含有量の水質管理目標値が定められています。

区 分 \ 項 目		1日の平均的な排出水の量	新 設		既 設	
			りん	窒素	りん	窒素
製 造 業	食料品製造業	50m ³ 以上400m ³ 未満	1.5	15	3.0	18
		400m ³ 以上	1.0	10	2.5	12
	化学工業	50m ³ 以上400m ³ 未満	1.0	10	2.0	15
		400m ³ 以上	0.5	8	1.5	12
	鉄鋼業	50m ³ 以上400m ³ 未満	1.0	10	1.5	12
		400m ³ 以上	0.5	8	1.0	10
	金属製品製造業	50m ³ 以上400m ³ 未満	1.0	15	3.0	20
		400m ³ 以上	0.5	10	1.0	15
	上記以外の製造業	50m ³ 以上400m ³ 未満	1.0	10	2.5	20
		400m ³ 以上	0.5	8	1.5	18
そ の 他 の 業 種	畜産農業	50m ³ 以上400m ³ 未満	5.0	40	8.0	50
		400m ³ 以上	3.0	30	6.0	40
	下水道終末処理施設	50m ³ 以上	0.5	10	1.8	18
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）	50m ³ 以上	1.0	10	2.0	45
	し尿浄化槽	50m ³ 以上	3.0	20	4.0	25
	上記以外の事業場	50m ³ 以上	3.0	20	3.0	20

「新設」とは、平成4年7月1日以後に設置した工場又は事業場（同日前から建設中のものを除く。）をいいます。
「既設」とは、平成4年6月30日以前に設置した工場又は事業場（同日前から建設中のものを含む。）をいいます。

水質管理目標値は、日平均値です。（単位：mg/L）

(2) 窒素及びりん削減対策

- ・窒素及びりんを含まない副原料、防錆剤、清缶剤及び洗浄剤等の使用及び使用量の低減
- ・窒素及びりんの除去が適切に行える排水処理施設（凝集処理、生物処理等）の導入
- ・凝集剤（凝集処理）、栄養剤（生物処理）の適正使用等、排水処理施設の維持管理の徹底、又は管理技術の改善
- ・污泥処理施設の維持管理の徹底、又は管理技術の改善

(3) 自主測定

工場又は事業場からの排出水の水質を管理するため、排出水の窒素及びりん含有量の濃度を3か月に1回以上の測定をお願いします。

V 罰則等

(1) 水質汚濁防止法関係

改善命令、停止命令、計画変更命令の違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
排水基準、緊急時の措置命令、事故時の措置命令の違反	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、 過失の場合は3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
特定施設の設置・構造等の変更の届出の違反	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
特定施設使用届出、実施制限、報告・検査、自主測定の違反	30万円以下の罰金
氏名変更等届出、使用廃止届出、承継届出の違反	10万円以下の過料

(2) 埼玉県生活環境保全条例関係

改善命令、停止命令、計画変更命令の違反	1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
排水基準、緊急時の措置命令の違反	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金、 過失の場合は3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
灯油等流出防止措置命令、事故時の措置命令の違反	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
指定排水施設の設置・構造等の変更の届出の違反	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
指定排水施設使用届出、実施制限、報告・検査、自主測定の違反	30万円以下の罰金

○ 用語の説明

1 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。終末処理場に接続している公共下水道及び流域下水道は除かれる。

2 特定施設（p.2 対象施設一覧）

水質汚濁防止法に基づく排水規制の対象施設。現在、約100業種に係る污水又は廃液を排出する施設が政令で定められている。なお、業種については、主たる業種のほか事業活動の一環として行う事業が属している業種が該当する場合を含む。

3 特定事業場

特定施設を設置する工場又は事業場（学校、病院、マンション等）をいう。

4 污水等

水質汚濁防止法では、特定施設から排出される污水又は廃液をいう。この場合の排出先は公共用水域か否かは問わない。

埼玉県生活環境保全条例では、有害物質を含むあるいは生活環境項目に関し生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度である污水又は廃液をいう。

5 排出水

水質汚濁防止法では、特定事業場から公共用水域に排出される水をいう。特定施設から排出される污水等に限らず、事務所排水、冷却水及び雨水等を含む。

埼玉県生活環境保全条例では、工場若しくは事業場から公共用水域に排出される水及び指定土木建設作業に伴い公共用水域に排出される水をいう。

6 有害物質（p.9 有害物質の排水基準）

人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、政令及び埼玉県生活環境保全条例施行規則によって定められている。

7 生活環境項目（p.10 生活環境項目の排水基準）

生活環境に係る被害が生ずるおそれがある水の汚染状態を示す項目として、政令及び埼玉県生活環境保全条例施行規則により定められている。

8 指定排水施設（p.8 対象施設一覧）

埼玉県生活環境保全条例に基づく排水規制の対象施設。現在6種類。

9 指定排水工場等、指定外工場等

埼玉県生活環境保全条例に基づく指定排水施設を設置する工場又は事業場を指定排水工場等と呼んでいる。また、特定事業場又は指定排水工場等以外の工場又は事業場を指定外工場等と呼んでいる。

10 貯油施設等

政令で定める油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）を貯蔵する貯油施設、又はこれらを含む水を処理する油水分離施設（特定施設を除く）。

11 貯油事業場等

貯油施設等を設置する工場又は事業場をいう（特定事業場を除く）。

12 指定施設

有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質を製造し、貯蔵し、使用し若しくは処理する施設をいう。

13 指定事業場

指定施設を設置する工場又は事業場をいう。

14 指定物質

有害物質及び政令で定める油（原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油）以外の物質であつて、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質として政令で定めるもの。（次ページの指定物質一覧のとおり）

15 水質管理目標値

「工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針」で設定されている窒素及びりん含有量の指導値。日平均排水量 50 m³以上の工場等に適用される。

16 排水基準（規制基準）

排水水の汚染状態の許容限度。省令により、生活環境項目 15 項目及び有害物質 28 項目について定められている。埼玉県生活環境保全条例においては、同施行規則により定められている。

17 暫定基準

排水基準（規制基準）への対応が著しく困難な業種等に対して経過的な措置として適用される通常より緩い基準。

18 分流式下水道

工場又は事業場から排出される汚水と雨水のうち、汚水のみを処理する下水道をいう。雨水については、雨水専用の下水管等で直接公共用水域（河川等）へ流される。分流式下水道を使用している工場又は事業場は、汚水について下水道法の、雨水については水質汚濁防止法の規制を受けることになる。

○ 指定物質一覧

1	ホルムアルデヒド	35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別 名イソプロチオラン)
2	ヒドラジン	36	チオリン酸0,0-ジエチル-0- (2-イソプロピル-6-メチル -4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
3	ヒドロキシルアミン	37	チオリン酸0,0-ジエチル-0- (5-フェニル-3-イソオキサ ゾリル) (別名イソキサチオン)
4	過酸化水素	38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
5	塩化水素	39	チオリン酸0,0-ジエチル-0- (3,5,6-トリクロロ-2-ピ リジル) (別名クロルピリホス)
6	水酸化ナトリウム	40	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
7	アクリロニトリル	41	エチル=(Z)-3- [N-ベンジル-N- [[メチル (1-メチルチ オエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
8	水酸化カリウム	42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサ ヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
9	アクリルアミド	43	臭素
10	アクリル酸	44	アルミニウム及びその化合物
11	次亜塩素酸ナトリウム	45	ニッケル及びその化合物
12	二硫化炭素	46	モリブデン及びその化合物
13	酢酸エチル	47	アンチモン及びその化合物
14	メチル-ターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)	48	塩素酸及びその塩
15	硫酸	49	臭素酸及びその塩
16	ホスゲン	50	クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
17	1,2-ジクロロプロパン	51	マンガン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	52	鉄及びその化合物
19	塩化チオニル	53	銅及びその化合物
20	クロロホルム	54	亜鉛及びその化合物
21	硫酸ジメチル	55	フェノール類及びその塩類
22	クロルピクリン	56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス 又はDDVP)	57	アニリン
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェ イト (別名オキシデプロホス又はESP)	58	ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 及びその 塩
25	トルエン	59	ペルフルオロ (オクタン-スルホン酸) (別名 PFOS) 及びその塩
26	エピクロヒドリン	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (別名 LAS)
27	スチレン		
28	キシレン		
29	パラ-ジクロロベンゼン		
30	N-メチルカルバミン酸二-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)		
31	3,5-ジクロロ-N- (1,1-ジメチル-1-プロピニル) ベンズア ミド (別名プロピザミド)		
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又 はTPN)		
33	チオリン酸0,0-ジメチル-0- (3-メチル-4-ニトロフェニ ル) (別名フェニトロチオン又はMEP)		
34	チオリン酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロ ベンホス又はIBP)		

○ 届出等の処理の流れ

1 通常の届出

届 出 等 の 種 類	処 理 系 統
○ 法第5条、条例第52条第1項 (設置の届出) ○ 法第6条第1項、第2項、条例第53条第1項 (使用の届出) ○ 法第7条、条例第54条第1項 (変更の届出) ○ 法第10条、条例第54条第4項 (氏名等の変更、廃止の届出) ○ 法第11条第3項、条例第58条第5項 (承継の届出) ○ 法第14条第3項 (測定手法の届出)	<pre> graph LR A[届出者] -- "届出書2部 ①" --> B[環境管理事務所] B -- "1部 ②" --> C[市町村] subgraph "正本" B end subgraph "副本" C end </pre>

○ 届出書作成時の注意

- ・ 代理人が届出者になる場合は、委任状の添付が必要です。
- ・ 届出書は各2部提出してください。(控えが必要な場合は、3部提出)
- ・ 届出書等は管轄の環境管理事務所に提出してください。ただし、政令市(さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市)及び事務委譲市(狭山市、上尾市及び久喜市)に所在する事業場については、各市の環境担当課に提出してください(下記の表及び地図参照)。
- ・ 下水道に接続する場合の届出は、添付書類が異なる場合があるので、管轄の環境管理事務所又は政令市等環境担当課に確認してください。

○ 問い合わせ先

(1) 埼玉県環境部水環境課(水環境担当) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-3081 又は環境管理事務所

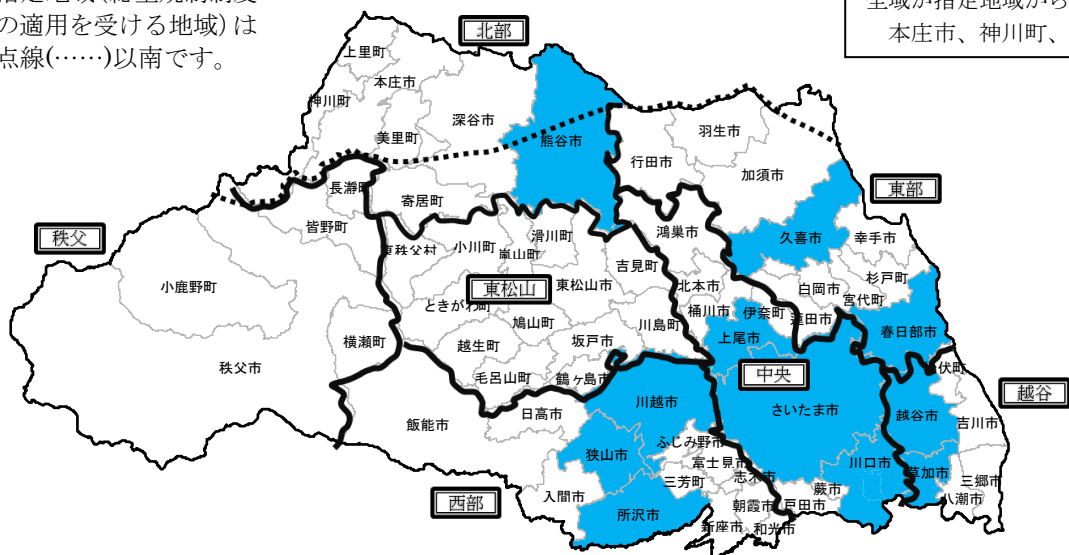
環境管理事務所	所 在 地	T E L
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 (浦和合同庁舎内)	048-822-5199
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 (ウェスタ川越内)	049-244-1250
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 (東松山地方庁舎内)	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20 (秩父地方庁舎内)	0494-23-1511
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 (熊谷地方庁舎内)	048-523-2800
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 (越谷合同庁舎内)	048-966-2311
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011

(2) 政令市（さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び越谷市）及び事務委譲市（狭山市、上尾市及び久喜市）は、各市役所が管轄しています。

市 担 当 課	T E L	市 担 当 課	T E L
さいたま市環境対策課	048-829-1331	春日部市環境政策課	048-736-1136
川越市環境対策課	049-224-5894	草加市環境課	048-922-1520
越谷市環境政策課	048-963-9186	狭山市環境課	04-2953-1111（代表）
熊谷市環境政策課	048-536-1548	上尾市生活環境課	048-775-6940
川口市環境保全課	048-228-5389	久喜市環境課	0480-85-1111（代表）
所沢市環境対策課	04-2998-9230		

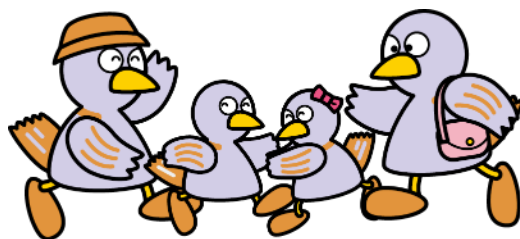
○ 環境管理事務所管内図

指定地域(総量規制制度
の適用を受ける地域)は
点線(……)以南です。



一部が指定地域となる市町村
熊谷市、行田市、皆野町、秩父市
美里町、深谷市、寄居町、加須市
全域が指定地域から除外される市町村
本庄市、神川町、上里町

※網がけの市は、政令市及び特例条例市です。



埼玉県のマスコット コバトン

